

大分大学経済学部企画委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年経済学部規程第6号

(設置)

第1条 大分大学経済学部（以下「本学部」という。）に、企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学部長の諮問に応じ、本学部の将来構想に関する中・長期的事項について、その大綱又は基本方針を策定することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学部長
 - (2) 教育研究評議会評議員
 - (3) 教務委員長
 - (4) 入試委員長
 - (5) 学生生活委員長
 - (6) 大学院委員長
 - (7) 教育研究支援室長
 - (8) メジャーの教員 各2人
 - (9) 事務長
- 2 前項第8号の委員は、教授会の選考に基づき、学部長が指名する。
3 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、経済学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年経済学部規程第4号）

この規程は、平成17年1月12日から施行する。

附 則（平成21年経済学部規程第6号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和6年経済学部規程第4号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。